

相談及び紛争防止等の体制整備について

- 障害を理由とする差別に関して障害者からの相談に応じ、紛争の防止や解決を図ることができるよう必要な体制整備を行う。
- 相談窓口の明確化、相談や紛争解決などに対応する職員の業務の明確化・専門性の向上などを図ることにより体制を整備する。

■対応の方針

- ・新たな機関は設置せず、**既存の機関等の活用・充実**（各行政分野における既存の相談窓口のネットワーク化等）により対応する。

■対応のスキーム

- ・相談への対応は、**一義的には既存の窓口**が行う。
- ・幅広い分野にまたがる障害者差別に関する相談に対し、必ずしも当該相談におけるすべての問題を当初受け付けた機関だけで解決することは困難であることから、相談窓口においては、関係機関のリスト、相談内容の記録を整備するなどして相談の一次的な受け皿となり、自ら対応できない事案については、他の適切な機関につなぐ。

（相談者に対するワンストップの対応を確保する。）

- ・各相談窓口は相談の対応終了後に障害福祉課へ報告を行うこととし、事例の集約を行う。
⇒必要に応じて障害者差別解消支援地域協議会において情報共有を行う。

■既存の相談窓口（県の窓口）

県各福祉相談センター、県障害者権利擁護センター、精神保健福祉センター、各保健所
その他各事業分野における相談窓口